



医療法人社団如水会 今村病院 健康管理センター

## 健康新聞 令和3年7月号 健康診断について

### ◆労働安全衛生法に基づく健康診断の目的◆

職場における労働者の安全と健康を確保すること

快適な職場環境の形成を促進すること

### ◆健康診断の種類◆

- 【一般健康診断】・雇い入れ時健康診断 ・定期健康診断
- ・特定業務従事者健診（深夜業、坑内における作業など）

- 【特殊健康診断】特定の化学物質にばく露される労働者に対して実施
- ・有機溶剤 ・鉛 ・特定化学物質 ・放射線業務など

### ◆健康診断の義務◆

事業者（会社側）・労働者 ともに健康診断の義務があります

事業者（会社側）	労働者
実施義務あり	受ける義務あり
安全（健康）配慮義務	自己保健義務
労働者に対して医師の健康診断を受けさせなければならない	労働者自身が自己の健康を管理し、その保持を図らなければならない

参考文献：改訂版働く人のための健康診断の実務（公益社団法人全国労働衛生団体連合会）・働く人の健康状態の評価と就業措置支援（労働調査会）・健康診断を実施しよう（厚生労働省パンフレット）・労働安全衛生法に基づく健康診断に関するQ&A（石川労働局労働基準健康安全課）



### ◆健康診断結果票が戻ってきたら 労働者編◆



- ★検査の意味を知って正しく結果を受け止めましょう  
⇒自己判断せずに検査値の基準範囲内か確認しましょう
- ★異常があれば放置しないで医療機関を受診しましょう  
⇒特に産業医より受診勧奨が出ている方は早めに受診しましょう
- ★病気の早期発見や予防ができます  
⇒経年的受診結果をみることで早期発見につながります
- ★検査結果は保存して経年的変化をみましょう  
⇒主治医がいる方は次回受診時に結果票を見ていただきます

### ◆健康診断結果票が戻ってきたら 事業者編◆



- 健康診断結果（以下結果）について医師からの意見聴取  
⇒異常の所見がある労働者について医師等の意見を聞くことが義務付けられています
- 結果の記録・保管⇒一般健康診断は5年保管
- 健康診断実施後の措置⇒医師等の意見を勘案し必要時には、作業内容の変更・労働時間短縮など適切な措置を事業者が決定して判断します
- 結果の労働者へ通知⇒労働者へ結果を通知しなければならない
- 結果に基づく保健指導⇒特に健康の保持増進に努める必要がある労働者に対して医師・保健師による保健指導を行うように努めなければならない
- 結果の所轄労働基準監督署への報告  
⇒常時使用する労働者の数が50人以上の事業者には報告義務があります

最後まで読んだらわかる 健康診断〇×クイズ

問題：健康診断は事業者だけに義務がある。〇か×か？

